

## 札幌市立星友館中学校広報動画作成業務 企画提案説明書

### 1 業務の名称

札幌市立星友館中学校広報動画作成業務

### 2 趣旨

本説明書は、「札幌市立星友館中学校広報動画作成業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものです。

### 3 業務の内容

業務の内容等については、企画提案仕様書（別紙1。以下「仕様書」という。）を参照してください。

なお、仕様書の内容は公募開始時点で想定しているものであり、一部変更となる可能性があります。

### 4 事業費の上限額

本業務の事業費の上限は1,150,000円（消費税及び地方消費税を含む。）です。

※この金額は、現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行います。

### 5 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）までとします。

### 6 参加者の資格要件

次の資格要件をすべて満たす者としてします。

- (1) 平成30～令和3年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当しない者であること。

### 7 提出書類、提案方法等

本企画競争に参加される事業者は、企画提案説明書及び仕様書を踏まえ、以下の方法により企画提案等を行ってください。

#### (1) 提出書類

参加意向申出書を1部、それ以外の書類を各10部（正本1部、副本9部）作成し提出してください。

- ア 参加意向申出書（様式1）
- イ 企画提案申込書（様式2）
- ウ 会社概要（様式3）
- エ 企画提案書（様式自由、A4で10ページ程度までとする【添付資料含む】）
- オ 参考見積書（様式4）

※ 副本とは、印を押さない企画提案書等のことをいいます。

※ 参加意向申出書以外の書類は電子データでも提出してください。

## (2) 提出方法及び提出先

### ア 参加意向申出書

- ・ 提出数 : 1部
- ・ 提出方法: 郵送または持参による
- ・ **提出期限: 令和3年11月22日(月)16時00分【必着】**

### イ 企画書等のその他の書類

- ・ 提出数 : 10部(正本1部、副本9部、電子データも提出)
- ・ 提出方法: 郵送または持参による
- ・ **提出期限: 令和3年11月30日(火)16時00分【必着】**

【提出先】〒060-0002

札幌市中央区北2条西2丁目

STV北2条ビル3階

札幌市教育委員会学校教育推進課 担当: 柴垣、石郷岡

## (3) その他

- ・ 企画提案は1事業者当たり1件とします。
- ・ 企画提案に係る一切の経費については、提案者側の負担とします。
- ・ 提出された企画提案書等は返却しません。
- ・ 企画提案書等を提出した後の訂正、追加、再提出は認めません。
- ・ 参加意向申出書を提出した後に参加を取りやめる場合、取下願(様式5)を提出すること。

## (4) 質疑

- ・ 本企画競争に対する質問は、要旨を簡潔にまとめ、質問書(様式6)により札幌市教育委員会学校教育推進課学びのプロジェクト担当に電子メールで送信すること。

メールのタイトルは、「札幌市立星友館中学校広報動画作成業務 質問書(事業者名)」とする。電子メール以外での質問は受け付けない。

電子メールアドレス: yakantyugaku@city.sapporo.jp

- ・ 質問の受付期限は令和3年11月18日(木)16時必着とします。
- ・ 質問者には随時回答するとともに、企画提案をいただく上で広く周知した方が良く判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表します。

## (5) 企画提案の著作権等に関する事項

- ・ 企画案の著作権は各提案者に帰属します。
- ・ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用(必要な改変を含む。)することに許諾するものとします。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとします。

- ・ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとします。
- ・ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
- ・ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合があります。

## 8 参加資格の審査等

参加意向申出書及び提出書類に基づき参加資格を審査し、審査結果は、12月3日(金)までに通知するものとします。

- (1) 参加資格を満たした者には、適当な方法により通知します。
- (2) 参加資格を満たさなかった者には、参加資格を満たさなかった旨及びその理由を記載した書面により通知します。

## 9 選定方法

本市の関係部局の職員等からなる「札幌市立星友館中学校広報動画作成業務企画競争実施委員会」(以下「委員会」という。)において、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングをもとに、下記「評価基準」により総合的に検討します。

### (1) プレゼンテーション審査

- ・ 評価に際し、提案内容のプレゼンテーション及び委員会の委員からヒアリングを実施します(実施日は12月14日(火)を予定)。
- ・ 所要時間は20分程度です(プレゼンテーション10分、ヒアリング10分)。
- ・ 詳細な日程や貸出可能機材等は別途お知らせします。また、プレゼンテーション及びヒアリング順序についてはこちらにて決定します。
- ・ プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は3名までとします。
- ・ 5者を超える申込みがあった場合は、提出書類により1次審査を行います。委員の評価点が高い順から5者を選び、ヒアリングの対象者とします(プレゼンテーション及びヒアリングの対象者とならなかった提案者はその時点で落選となります)。1次審査結果については12月7日(火)頃にすべての応募者にお知らせします。

### (2) 評価の結果について

評価の結果は、後日、企画競争参加者全員に対して通知します。

### (3) 参加資格の喪失

評価が確定するまで(契約候補者にあつては契約締結まで)の間において、次に掲げるいずれかに該当するときは、企画提案書類は受け付けず、若しくは評価をせず、または契約候補者としての選定を取り消すものとします。

- ・ 事業費の上限額を超える提案を行った場合
- ・ 参加資格を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなった場合
- ・ 虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合
- ・ 不正な利益を図る目的で委員等と接触し、または利害関係を有することとなった場合

## 10 評価基準

- ・ 審査は次表に示す審査項目による総合点数方式とし、委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とします。なお、合計点数満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としません。
- ・ 合計点数が同点の企画提案があるときは、委員会で協議の上、選定するものとします。
- ・ 提案者が1者であっても、最低基準点を超えたときは、契約候補者として選定します。

審査項目と配点	審査基準
<b>1 業務執行能力【20点】</b>	
① 執行体制 (10点)	・ 業務を実施するに当たり、適切な経歴を有し、業務を円滑に進められる必要かつ十分な体制であるか。
② 類似業務実績 (10点)	・ 企業としての委託業務の実行力を示す類似業務の実績があるか。
<b>2 企画提案内容【80点】</b>	
① 企画提案全般 (20点)	・ 札幌市が設置する公立夜間中学に関する知識、認識が十分に備わっているか。また、当該広報の目的を理解した上での提案になっているか。
② 情報の伝達 (20点)	・ 夜間中学を知らない人が星友館中学校のコンセプトや対象となる方を理解できるような平易で正確な内容になっているか。
③ 安心感の表現 (10点)	・ 動画を視聴した人が安心を感じるような表現や構成となっているか。
④ 短時間動画について (15点)	・ 短時間動画について、偶然動画を見た人が目を止めるようなインパクトのある構成になっているか。
⑤ 長時間動画について (15点)	・ 長時間動画については、ホームページへの掲載や学校説明会での放映といった使用用途を踏まえた適切な内容であり、また視聴した人が興味を持って見続けられるような構成になっているか。

## 11 契約について

札幌市は、契約候補者と協議を行い、協議が整ったときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約（以下「随意契約」という。）にて本業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とします。

また、契約候補者との協議が不調に終わった場合は、総合点数が上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは、随意契約にて本業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とします。

なお、企画競争の性格上、当該契約にあたり、企画提案内容（参考見積内容を含む）をもって、そのまま契約するとは限りませんが、契約候補者が提案書類に記載した事項の変更を行うことは、原則として認めません。

## 12 その他留意事項

- (1) 本業務について、仕様書等に明示されていない事項でも、その履行上必要な事項については、事業者が責任を持って対応すること。
- (2) 本業務の履行にあたっては、情報セキュリティ取扱注意事項（別紙2）を順守すること。
- (3) 本業務のスケジュールについては、十分に本市と協議し、変更する場合は事前の承認を得ること。
- (4) 本業務の内容に記載されている全ての作業に対し、いかなる場合でも本市に対し、別途費用の請求をすることはできないものとします。ただし、本市からの仕様変更要求に係る追加費用については、別途協議を行うこと。
- (5) 本業務で作成した成果物の著作権等の権利は全て札幌市に帰属するものとし、本市の許可なく他に使用あるいは公表してはならないものとします。また、著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (6) 本業務の履行にあたっては、本市と連携を密にして進め、質疑が生じた場合は、本市、事業者双方が協議をしてこれを処理すること。
- (7) 本業務の履行にあたって、万が一クレーム等が生じた場合、速やかに本市へ報告するとともに、迅速かつ誠実な対応を行うこと。
- (8) 本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならないものとします。ただし、業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ本市に申請し、承認を得ること。なお、再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがあります。

## 13 問い合わせ先

担当者	札幌市教育委員会学校教育部教育推進課 柴垣
所在地	〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル3階
電話	011-211-3851（原則火曜日、木曜日） 011-206-8318（原則月曜日、水曜日、金曜日）
F A X	011-211-3852
Eメール	yakantyugaku@city.sapporo.jp